

## 小郡市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年2月8日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年1月5日から令和5年1月25日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 福祉課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

障害者自発的活動支援事業業務について、事業に係る計画書及び収支予算書が提出されずに、委託料が請求され、支払がなされていた。

契約書では、契約業者は、事業に係る計画書及び収支予算書を作成し、請求書とともに提出し、委託料を請求するよう記載されている。契約の適正な履行を確保するため、契約業者に指示し、業務委託に必要な書類は契約書に記載されている通り提出させられたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）報酬支払事務（1件）

①出勤簿と支払額が一致しないもの

（3）その他支出事務（1件）

①支出負担行為の手続がされていないもの

（4）契約事務（2件）

①請書に不備があるもの

②必要書類の提出がされていないもの

（5）物品管理事務（2件）

①備品整理票の貼付がないもの

②切手受払簿の記載に不備があるもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。